批評・紹介

草野　靖著
中國の地主經濟——分種制

松田吉郎

本書の目次は以下のようになっている。

はじめに
一、中國租佃制の範疇的構成
二、租田・分種關係を表わす俗稱
三、分種關係の構成
四、收穫の分配と送工及び副租
五、分種契
六、分種制存立の條件
七、分種制の歴史的展開
おわりに

まず、はじめに於いて著者の問題關心が述べられている。それは「中國の地主佃戸關係を構成する二大範疇の一として、傳統的に租田と對置されていた分種が、如何なるであったか、その地主經濟の社會的經濟的構造を明らかにする」（9頁）ことであった。敍述方法は「一九二、三〇年代の中國の農村經濟調査報告を基本史料」として「近代の農村に殘る舊慣によって分種の性格を論じ然る後にこの慣行の歴史的な由來をたずねて宋代から更に南北朝時代へとさかのぼる」（12頁）という溯及法を用いている。確かに、一九二、三〇年代の調査報告はそれ以前の時期の史料よりも豐富な内容を持っているが、調査報告を基本史料として宋～近代までの分種制の本質解明に適用することは少し限界があると思われる。何故なら、宋～近代までの時代的特質、及び進展過程をおさえてから、分種制の時代的特質、發展過程を論證すべきではないかと考えられるからである。

以下、各章ごとの要點を整理し、後に問題點及び本書の意義について述べたい。

第一章では、喬啓明、唐啓宇、陳翰笙氏等租佃制研究の先學の說をとりあげ、總じてこれら諸氏には「農村破産の根本原因が農業生産の發展を阻止する半封建的な生産關係であるという認識」があり、「調査研究者の社會の現狀に對する批判が尖鋭化するにつれて、益々その社會の持つ舊さが強調されてゆく傾向があり」（20頁）、「中國近代の租佃關係を範疇的に把握しようとする試み」は「決して成功しているとはいえない」（21頁）と斷定している。その失敗の原因は「調査研究者がそれぞれ思いのままに西歐近代の社會科學より學び取った概念裝置を持ち出して、中國の租佃關係を括ろうとして果さず混亂した」（22頁）からであると考え、このような方法を用いるのではなく、「中國の地主農民が用いていた類別稱謂、彼等が日常生産活動に從う中で身につけていた認識に從って租佃關係を區分し、その區分の相互の關係を明らかにしたのち、最後に社會科學的な規定を加える」（22頁）という方法をとるべきだとしている。

そこで、まず「中國の農村において、主佃關係の類別稱謂として、傳統的慣習的に租賃（租・出租・租種）に對置して用いられていた分種（佃・佃種）」（521頁）について分析し、「從來の研究では

専ら納租方式によって分益制あるいは分租制と規定され、租田との質的な相違が見過されていた」とし、この「分種は地主が農民を募って所有地を代耕させ、一定の分率によって収穫を分かちその労働に酬いたもので、田土の賃貸関係をともなわぬ点において租賃と決定的に區別される」（521頁）とする。この分種＝代耕関係を三類型に分類し、(イ)「農民が役畜・犂・耙……等の大農具、鋤鎌等小農具の一切を自備し、犂耕、播種、耘鋤、刈穫の全過程を代行して収穫を主佃中半に分かつもの」、(ロ)「大農具は地主が備置し、農民が……全農事を代耕し収穫を主佃七三（秋）、八二（夏）に分かつもの」、(ハ)「農民は耕種を行なわず、耘鋤・刈穫の二事のみを擔當して収穫を主佃八二に分かつもの」（521頁）とした。

第二章では、特に「分種を表わす各地の俗稱」について考察し、「分種・平種・半分・半種・分股子など収穫の分率を示すとみられる呼稱もあるが大部分は労働資財の負擔関係を示すものである」（60頁）。例えば「代種・代地」は「農民が地主に代って一切の耕種作業を行なうこと」、「夥種・伴種・夥計は協同耕作」、「客種・客家は客作関係」、「大份子は佃農が労働と資財の大部分を負擔すること」、「二八份子＝種份子は佃農が耕種労働のみを負擔すること」、「鎊青・外班兒活・攪活・攪莊稼・莊稼は佃農が作物の栽培に當たること」、「把牛・牛把・拉韃・攪鞭は農民が犂耕を擔當すること」、「包鋤・二八鋤地は鋤功だけを農民が代行する関係」を示し、總じて言うと「分種」は「耕・種・耘・穫の生産過程を主佃で負擔して行なうものであった」（60頁）と結論づけている。

第三章では、分種関係の構成内容を考察する。まず、耕地の交付関係は、「租田」の場合は「その規模に制約を加える必要はなかった」のに對し、「分種」の場合は「その規模は俗に『犋牛頃田』と稱して、役畜一犋（通常二頭乃至三頭、時に四頭）について田一頃前後……を配するのが基準であり、一牛にはその半數の四十畝乃至六十畝が配與されていた。一犋牛の地を整分、一牛の地を半分と呼んで區別する地方もあった。耘鋤のみを負擔する佃農（鋤戸）には三十畝前後が分與されていた」（522頁）。雇工費の分擔関係は、「収穫の分率に従って主佃で分擔するものと、佃農の負擔するものとの二類があった」（77頁）。種子の供與関係は「佃戸が牛具を自備して代耕する場合は、佃戸負擔かもしくは主佃各半分擔、地主が牛具を備置して佃農に代耕させる場合は通常地主負擔、極くまれに主佃分擔」（79頁）であった。肥料の分擔関係は「佃戸が牛具を自備して代耕する場合は主佃中半か佃戸自備、地主が牛具を備置して佃農に代耕させる場合は通常地主負擔で、極く稀に主佃分擔とされていた」（88頁）。農具の分擔関係は「中半型（代耕関係三類型の(イ)……松田註）の代種では通常佃農の負擔とされ、二八（同(ハ)）、三七型（同(ロ)）では地主が備置」し、「この農具は犂・耙・樓（耬）・大車などの大型農具を指し」、「小型の農具は佃農が手持ちのものを持參することになっていた」（92頁）。そして、牲畜の供與関係は「中半型の代耕制では佃戸負擔、三七・二八型の代耕では地主負擔」（95頁）であったが、これらを(a)佃戸備置、佃戸飼養（中半型代耕制の原則）、(b)地主代購、佃戸飼養—賠牛制（中半型の佃戸が資力に乏しいために地主が代って購置）、(c)主佃共購、佃農もしくは地主飼養—賠牛制、(d)地主備置・地主飼養（三七・二八型の分種）の四つに細分した。また「賠牛」とは「佃農が牛價の賠償義務を負う関係」（98頁）とされている。

第四章では收穫の分配と送工及び副租について考察している。分配の對象は「分種地に栽培される作物のすべて」（113頁）であったが、「物によっては分配の對象から除かれたり、あるいは分率を變えて地主の取り分を少なくしたりする」（115頁）ことがあり、地主の取り分が少ない例は「棉花」（116頁）や「甘薯」（116頁）であった。收穫の分率は「一般に佃農が牛具を負擔するときは主佃中半、地主が牛具を備置するときは主佃七三とされていたが、この分率は耕地の肥瘠によって變」（118頁）った。分收方法は「臨田分收」（地主と佃農がともに田中に出て分配をするもの）と「上場分收」（刈り取った作物を打場に運び、脱穀をしたのち籽粒を分かつもの）の二類型に大別し、前者をまた「分田法」（田地を區畫して主佃が刈り分けるもの）と「分束法」（刈り取った作物を束にして然る後に主佃に分配するもの）の二類型に再分した（122頁）。

また「佃農は收穫を分收するほかに、地主の家に出て勞役に服しまた年節に禮物を納めていた。この送工や禮物副租は……多くは分種にともなうものであった」（132頁）。一九二〇～三〇年代に農村經濟の調査に從った人達は「多くこの送工副租を佃農の身分的從屬關係の表現としてとらえている」（137頁）が、草野氏は異論を提出している。從來の研究では「送工」は無償、「送工や副租」は「額外の負擔」としているが、「送工は決して無償の勞働ではない。また「送工も副租も承佃時の約束に從って行なわれていた」（139―140頁）のであり、「送工や副租が決して經濟外的搾取などではなく、また佃農の身分的隷屬に由って生じた負擔でもなかった」（143頁）と結論づけている。

第五章では、前章までに考察した分種制の構造を「分種契」で再確認した。「分種契」には「牛具・種子・肥料・車輛等の供與關係や勞働の負擔等を細かく記したもの」があり、これは「租田契には見られ」（159頁）ず、また「作物の指定及び分配」についても記されているという特徴があった（173―177頁）。

第六章では、分種制存立の條件を考察する。陳翰笙氏をはじめとする從來の諸説では「決して分種制成立の事情を説明するものではない」（182頁）く、「耕地の狀況と在鄕自營地主の勞働力の組織」（185頁）を檢討すべきであるとした。そして分種經營と雇工經營とを比較檢討することによって分種經營の特徴を明らかにしようとした。分種は「特定の地段を農民に代種させ、坐してその勞働の成果を分收する」ものであるのに對して、雇工は「勞働の雇傭」（274頁）であった。また、分種は「佃農の小經營の集合體」であるのに對して、雇工は「長短工が雇傭」され、「大規模經營」（290頁）であった。そして、分種地主の典型は「耕種の知識と經驗に乏し」い「鄕村在住の官僚地主、衣冠の家」であったのに對して、雇工の經營者は「大農富農」（296頁）という違いがあった。また、こうした「分種法」が盛んに行なわれていたのは「華北地方」（301頁）であった。結論として、「分種制を存立させる基盤は土地所有と役畜・犁耙鏤、車輛等の經營資本と勞働との分離にあった」。卽ち、「一家においてこれらを具備するのが困難」なときに「數戸の農家が協同して全過程を完成する」ほかはなく、この協同關係が「一地主の所有地において結ばれ、負擔の度合に應じて收穫が分配されるとき」にはじめて分種制が成立する（331頁）とした。

第七章では、分種の歴史的展開を述べている。「分種慣行は、後漢以降犁耕農法が普及するにつれて次第に形成」され、「租田制は

南北朝時代に形成された」。「唐代半ばには、主佃關係は租賃と分種の二類をもって成り立つ」（529頁）ようになり、「以降近代にいたるまで……この枠組みに基本的な變化が生じた形跡は認められない」（531頁）とする。また從來、宋代の「佃戸が土地に緊縛され、改主退佃轉移の自由を奪われ」「主佃相犯法とともに、佃戸に農奴的隷屬性を認める見解」（472頁）があったが、これに異論を提出した。卽ち、「主佃相犯法は北宋半ば頃から盜賊が横行し治安が惡化した中で產れた彈壓法で、主僕の分（主僕不當均禮）を法文化したものであり、地主の指使に從って勞働する關係にある分種農に限って適用され、租戸は規制外にあった。また主僕の分は良賤の分ではなく前近代社會に存在した多くの上下の分の一つ」であった。よって「主佃相犯法は佃戸の農奴性を云々できるような性格のものではない」（531—532頁）く、また「佃農は自由に離脫できる關係にあった」（532頁）とする。

最後に、地權の問題をとりあげ、「地權の移動については、歷史的に常にこれを集中させる要因と分裂させる要因とが働」き、「總體的に言えば分散の要因の働きのほうが勝っていた」（533頁）と結論づけた。

以上、各章の著者の論點を紹介したが、著者の眞意を十分に紹介していない點も多々あろうかと思われる。その點については御寬恕願い、以下、後學の者として本書から多くのことを學び、それを批判的に發展させていく觀點からいくつかの問題點を提出したい。

第一は、著者が租田（租種・租）と分種（佃種・佃）の區別を「田土の賃貸關係」と「代耕關係」との相違に求められているが、その論據として提出している史料には必ずしも著者の斷定通りにはなっていないという點である。例えば、吳壽彭氏の論說で、「分種……還租通常是對半」（25頁）とあるのを著者は「還租は通常は折半であると記すのは閒違いである。ここに租の字を使うことはできない」（26頁）としている。このような一九二〇・三〇年代の農村調査資料の中で著者の論點と異なる史料・語句が出てきた場合、「租と佃との相違は、近代社會科學の敎養を身に着けた人には頗る理解し難いもの」（25頁）であったために閒違った記述になったという。しかし、一九二、三〇年代、調査マンが調査した農村社會で現實に用いられていた「租」・「佃」の內容がいかなるもので、これらを調査した人々がいかに「近代社會科學の敎養」で誤解したかを明確に關連づける史料は全く提出されていない。

このような少し強引な論證は本書の多くに見られ、これでは果して著者のいう「中國の地主農民が用いていた類別稱謂、彼等が日常生產活動に從う中で身につけていた認識に從って租佃關係を區分し……最後に社會科學的な規定を加える」（22頁）という本書の前提とどうかかわるのか、疑問視したくなる。

第二は、租と分種の差違が著者の言う通りであろうかという點である。これは本書全體の論旨にかかわることであるが、少なくとも本書で提出されている史料を讀む限り、從來の諸說が述べている「租」には定額租、「分種」には分益租という意味以上につけ加えるものは何も出ていないということである。著者は「分種は地主がその所有地を農民に代耕させるもので、耕地の賃貸關係はない」（65頁）と代耕という點を強調されている。確かに分種史料の中に「代耕」という語句が記載されている史料がある（31・39・59頁等）が、代耕關係が分種の本質であることを示す史料は提示されて

いない。「代耕」の語句が記載されている史料には必ず分租＝分益租の内容が記載され、他の分種史料の大半にも記載されている點は注目すべきである。しかし、著者は「分種を表わす各地の俗稱をみる」と「大部分は勞働資財の負擔關係を示すもの」（60頁）とし、大きく三類型（前述(イ)(ロ)(ハ)）に分類している（521頁）。もし、分種の本質が「代耕」卽ち勞働資財の負擔關係にあるとするならば、三類型の(イ)の勞働資財の一切を自備する農民は、一體租農とどう違うのか。相違は分益租か定額租かの違いになるのではないのかと考えられる。

第三に、租種と分種の歷史的發展過程についてである。「唐代の半ば以降近代にいたるまで……この枠組みに基本的な變化が生じた形跡は認められない」（531頁）という點と「分種法」が盛んに行われていたのは「華北地方」（301頁）であったという二點をあげているが、この兩者の論理的連關關係が不明確である。租種と分種の相違が江南水田地帶と華北旱田地帶の農業經營そのものにあると考えられているようであるが、もしそうであるとするならば、農業の技術、經營形態、生產構造そのものの實態及び相違を詳細に分析すべきであって、分屬慣行は「後漢以降犂耕農法が普及するにつれて次第に形成されてきた」（529頁）という結論では何ら說明になっているとは言えないのではなかろうか。

また、この點は分種制の成立要因を考察することが重要である。例えば、著者が「分種制成立の事情を說明するものでない」（182頁）といって從來の諸說を批判する中で、陳翰笙說五說の一つ「開墾されたばかりで未だ熟田となっていない」の說を「臨時の措置であるから、これは除かねばならない」（180頁）としているが、果してそれで正しいであろうか。陳氏の說の「在鄕地主」という說を除く共通點は生產力の低い不安定な經營という點である。また、評者の臺灣に關する土地契約文書を用いた硏究によると、定額租の水田耕作になる前の段階では黍、粟等の雜穀を栽培した未熟田の旱田が多く、これは分益租であった。臺灣の硏究だけでは中國全般にまで敷衍できないかも知れないが、陳翰笙氏と評者の見解の共通點は、土地生產性の向上が租を分益租から定額租に變化させる重要な要因であるということである。

第四に、分種と雇工の相違についてである。著者は「僱」の字義について注目され、「僱は酬いる、もしくは報酬を與えて勞働をさせるもので、その酬與が毎日あるいは毎月幾何というように定額で支拂われる方式をとる場合はやとい」（40頁）と二つに分類され、前者の場合が分種、後者の場合が雇工とされた。字義そのものについては「やとう」と「酬う」の二つが存在したことは確かであるが、著者が提出している史料について疑問がある。同治十年江西新城縣志、卷四、學校志、黎川書院、「黎川書院租田店賃」に記載されている「僱佃代耕、毎歲早晚、粘租分收」の「僱」の意味を「やとい」と解することはできない」とし、むしろ「酬」の意味に解している（40頁）。その論據史料として後漢書、卷四、和帝紀、永元十六年夏四月條、同書、卷七、桓帝紀、永壽元年二月條及び三國魏志、卷二七、王昶傳に引く任昭先の別傳をあげている。確かにこれらの史料の「僱」には「酬」の意味がある。しかし後漢書の二史料は飢饉の際に、貧民で耕作できないものに「犂牛直」を「雇」（＝酬）す、あるいは「見錢」で「雇」すという內容で、三國魏志の史料は「生口」を買う代價として絹八匹を「雇」（＝酬）したという內容であ

る。これらの史料と新城縣志の書院租田の史料とは全く性質が違い、「雇」の內容を「酬」と解することはできず、新城縣志記載の「僱」はやとうと解すべきではないか。何故、草野氏は「僱」の字義の一つである「酬」にこだわるかというと、分種制はあくまで「代耕」關係であり、地主が佃戶に「代耕」の報酬を與えると解釋したいからであったと考える。「僱」や「雇」が租田關係、分種關係、雇工關係に用いられても、「やとう」と解して、別段差仕えない。勞働力を雇うのであって、その地主へ納入する租、雇工經營者から支拂われる對價に差違が生じるだけであると考えられないのであろうか。

第五に、雇工經營者の「大農富農」に對して、分種地主の典型は「耕種の知識と經驗に乏し」い「鄉村在住の官僚地主・衣冠の家」（296頁）であったというが、この結論と、分種「地主が佃農の人力畜力を見て然るべき規模の地畝を配與し、農事の進行について常に督勵を加え、糧食が乏しい折には糧食を借給し、人手が足りない折には雇工を入れ、……坐して最大限の收益を得ようとするのが分種である」（289頁）という結論と矛盾しないであろうかということである。素朴な疑問として、耕種の知識と經驗に乏しい地主が、何故、農事の進行について常に督勵を加えることか出來るのかという點が理解できない。分種經營の地主については、陳翰笙氏も「鄉村地主」の例をあげていることから言っても、今後、地主の內容分析の深化が求められる。

第六は佃戶の歷史的位置づけの問題である。「送工や副租が決して經濟外的搾取などではなく、また佃農の身分的隸屬に由って生じた負擔」（143頁）でもなく、「契約を以て定め」（148頁）られていたという點、また宋代の「佃戶の農奴性を云々できるような性格のものではな」（532頁）く、「現實には佃農は自由に離脫できる關係にあった」（532頁）という點は、論證方法においては從來の說を批判できる一定の根據を示していると思う。それでは佃戶を歷史的にどのようなものとして把えるかという點について何ら述べていない。特に、地代論についての根本的な批判がなされない限り、佃戶が「農奴制」の範疇に屬するかどうかを結論づけられないのではないか。「送工」や「副租」および分益租、定額租が地代ではないという論據は示されていない。

最後に、地權の問題であるが、「分散の要因」の方が「集中させる要因」より勝っていた（533頁）というが、これは全くの現象面的把握に過ぎない。地權を問題にするならば、地權が如何に形成され、地權所有者と無所有者との分化が生じ、それが如何に發展していったかを述べるべきではないだろうか。

以上、不十分でしかも著者の意圖に反して恣意的論評を加えたであろうと思われるが、草野氏の著書を通して評者が學び得た點は少なくない。中國の地主制研究、租佃制研究は戰後、研究が深化した分野の一つであるが、その具體的內容にまで煮つめられた研究は少なかった。著者の論點には全面的に承認しがたい點もあるが、分種制の具體的實態をうかびあがらせた功績は大きい。今後は分種制の內容分析の深化とともに、他の生產關係との關連、及び地主制そのものが中國社會の本質をどう規定していたかにまで、研究を進展させることが求められている。そのために、本書は一つの目標として、本書につづくような研究を、評者等後學の研究者に喚起している著書であったと言えよう。

また、本書の後に「中國の寄生地主制――田面慣行――」（假題）が刊行されるとの事であり、ここ數年來、藤井宏氏との間で論爭になっている一田兩主制問題で、草野氏の總括的論證が期待される。

（註）松田吉郎「清代臺灣の管事について」（『中國史研究』七、一九八二年）

同右「清代臺灣中北部の水利事業と一田兩主制の成立過程」（『佐藤博士退官記念　中國水利史論叢』中國水利史研究會編、國書刊行會、一九八四年）

一九八五年二月　東京　汲古書院
A5版　五四四頁　九〇〇〇圓、

五四運動の研究　第三函

[8]周樹人の役人生活――五四と魯迅・その一側面――　竹内　實

[9]五四の詩人王統照　吉田　富夫

木山英雄

「周樹人の役人生活――五四と魯迅・その一側面――」

教育やジャーナリズムのことはいうにおよばず、文學のうちでも王統照などまともに讀んだことがなかったから、とりあえずは、勝手のわかりそうなこの分册の標題一つを機縁に買って出た書評である。それにしては少なくない所定の紙幅を、場合によってはこれ一册分で塡めても許されぬものではあるまいと高を括ったわけは、十何年も前に自分の勤める學校の圖書館に民國政府の官報（『政治公報』）がどっさり眠っているのを見つけたのがきっかけで、本書と同じ主題に關心を持ち、以後たまたま關連する材料を見かければそれを控えておくという程度のことはあったけれど、しかし結局のところ、ほかのことにかまけ、また一つにはこの種の調べごとに本國の研究家たちが身を入れだしたのをよいことに、繁瑣な作業に從う熱意を失くしてしまっていたからである。つまり、傑出した取材力で聞こえる著者がこの標題で專著をものされたのなら、あわよくば書評に事借りて消え殘った關心に始末をつけることができようか、という虫のよい魂膽だった。

だが一讀した結果、その當てはまんまと外れ、どうも弱っている。主な理由は、本書が完結していないことである。しかも未完の樣態は卷末の「附記」によると少々複雜であって、

本稿はもと「五四と魯迅」の題目のもとに構想されたものであるが、いま、みられるとおりこれを副題とし、「周樹人の役人生活」とした。はじめの構想からすれば未完であるが……主たる題目の範圍内ではいまのところなお四章を豫定しており、この後續の部分において、副題としたように、「五四」と「魯迅」がなぜ、「五四と魯迅」になるのか、いくらか解明できたらよいと考えている。しかし、ここに「その一側面」とした部分は、これはこれで一つの完結をあたえたつもりである。